

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①: 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到る状況】

本学や各学部、研究科、専門職大学院の目的、理念、目標は、ウェブサイト、『大学概要』等の刊行物に掲載し、構成員（教職員及び学生）並びに社会に公表、周知している（資料 1-1-①-1、資料 5-3-①-1、資料 1-1-②-1、別添資料 10-1-①-A）。

また、学生などに対しては、オープンキャンパス、新入生ガイダンス等において『大学案内』（別添資料 10-1-①-B）や『学士課程履修ルールブック』（別冊資料 2）等を配布し、説明を行っている。

その他、学長の大学運営の基本方針である「プラン 135」や、その実現に向けた具体的な指針である「学長見解 2013」の公表も行っている（資料 1-1-①-4）。

資料 1-1-①-1 「一橋大学研究教育憲章」

資料 5-3-①-1 「一橋大学学則」第 16 条の 2、第 33 条、第 38 条～第 40 条

資料 1-1-②-1 専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

資料 1-1-①-4 一橋大学プラン 135、学長見解 2013

- ・ 別添資料 10-1-①-A
「一橋大学研究教育憲章」（『一橋大学概要 2014』、2 頁）
- ・ 別添資料 10-1-①-B
「一橋大学研究教育憲章」（『一橋大学案内 2015』、1 頁）
- ・ 別冊資料 2
『平成 26 年度学士課程履修ルールブック』
「一橋大学研究教育憲章」（164 頁）

【分析結果とその根拠理由】

本学や各学部、研究科、専門職大学院の目的、理念、目標は、ウェブサイトや刊行物、説明会など様々な形式を通じて、構成員（教職員及び学生）並びに社会に公表、周知している。

これらのことから、大学の目的を適切に公表するとともに、構成員に周知していると判断する。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、ウェブサイトで公表している（資料 4-1-①-1、資料 5-1-①-2、資料 5-3-①-3、資料 5-4-①-2、資料 5-6-①-3）。

また、各学部のアドミッション・ポリシーは、『大学案内』（別添資料 10-1-②-A）、『入学者選抜要項』及び『学生募集要項』にも掲載し（資料 4-1-②-1）、さらに、オープンキャンパスや出張大学説明会で入学希望者や保護者に対して説明している。各研究科及び専門職大学院のアドミッション・ポリシーについては、研究科や課程、コースごとに開催される説明会において説明を行っている。

資料 4-1-①-1 アドミッション・ポリシー

資料 5-1-①-2 各学部のカリキュラム・ポリシーの公表（ウェブサイト）

資料 5-3-①-3 各学部のディプロマ・ポリシーの公表（ウェブサイト）

資料 5-4-①-2 各研究科及び専門職大学院のカリキュラム・ポリシーの公表（ウェブサイト）

資料 5-6-①-3 各研究科及び専門職大学院のディプロマ・ポリシーの公表（ウェブサイト）

資料 4-1-②-1 本学ウェブサイト「募集要項」

別添資料 10-1-②-A

「アドミッション・ポリシー」（『一橋大学案内 2015』、2 頁）

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、ウェブサイトで公表しているほか、刊行物への掲載、説明会の開催などによっても周知を図っている。

これらのことから、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを適切に公表、周知していると判断する。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に示されている教育研究活動等の状況に関する情報については、集約して本学ウェブサイトに掲載している（資料 10-1-③-1）。また、自己点検・評価の結果については、本学ウェブサ

イトのトップページに「点検・評価」バナーを設けており、その中に「自己点検・評価報告書一覧表」を掲載し、公表している（資料8-1-①-2）。

本学の「平成24事業年度財務諸表」等は、平成25年6月に主務大臣である文部科学大臣に提出し、同年9月24日に文部科学大臣の承認を受けた後、10月17日に本学ウェブサイトに公表するとともに（資料9-1-⑥-1）、平成25年10月7日付官報（号外第218号）に公示している。また、平成24事業年度決算をわかりやすくまとめた『財務レポート2013』を作成し、全職員に配布するとともに、本学ウェブサイトで公表している（資料10-1-③-2）。なお、「平成25事業年度財務諸表」等についても、同様に実施することとしている。

その他、情報発信の取組として、本学教員の教員研究活動に関する情報を公開することを目的とする「研究者データベース」（資料10-1-③-3）を平成22年度にリニューアルし、その際、本学の研究成果を電子的に保存し、発信する「機関リポジトリ」（資料10-1-③-4）と、相互リンクによる連携を行っている。

また、学長のグローバル戦略のもと、社会科学の研究総合大学ならではの諸問題への優れた分析と方策を提唱するために、平成20年度より「一橋大学関西アカデミア」を、平成22年度より「一橋大学中部アカデミア」を開催し、各地域に特化したシンポジウムや講演を行っており、平成24年度には、初の海外でのアカデミアとなる「一橋大学ソウルアカデミア」を開催している。アカデミアの講演内容及び映像は、本学ウェブサイトに公開し、社会に向け発信している（資料10-1-③-5）。

さらに、本学の研究者の企画による政策発信を行うことを目的とし、平成22年度より「一橋大学政策フォーラム」（平成22年度6回、平成23年度6回、平成24年度4回、平成25年度2回）を開催し、講演資料を本学ウェブサイトにて公表するとともに（資料10-1-③-6）、内容については新聞に再録し、公表している。

加えて、平成24年3月に設置した産官学連携推進本部では、産官学連携をより推進するための方策として、研究科単位での産学官連携シーズを本学ウェブサイトに公表している（資料10-1-③-7）。

資料10-1-③-1 本学ウェブサイト「教育研究活動等の状況に関する情報」

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/education.html>

資料8-1-①-2 本学ウェブサイト「自己点検・評価報告書一覧表」

資料9-1-⑥-1 「平成24事業年度財務諸表」

資料10-1-③-2 『一橋大学財務レポート2013』

http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/pdf/H25_zaimu_report.pdf

資料10-1-③-3 本学ウェブサイト「一橋大学研究者情報（HRI）」

<https://hri.ad.hit-u.ac.jp/>

資料10-1-③-4 本学ウェブサイト「一橋大学機関リポジトリ（HERMES-IR）」

<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/ir/index.html>

資料 10-1-③-5 一橋大学アカデミア

- ・ 本学ウェブサイト「ソウルアカデミア」
(<http://www.hit-u.ac.jp/extramural/seoul-a/index.html>)
- ・ 本学ウェブサイト「関西アカデミア」
(<http://www.hit-u.ac.jp/extramural/kansai-a/index.html>)
- ・ 本学ウェブサイト「中部アカデミア」
(<http://www.hit-u.ac.jp/extramural/chubu-a/index.html>)

資料 10-1-③-6 本学ウェブサイト「一橋大学政策フォーラム」

<http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/project/forum.html>

資料 10-1-③-7 本学ウェブサイト「一橋大学研究シーズ集」

<https://hri.ad.hit-u.ac.jp/seeds>

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動等の状況に関する情報は、本学ウェブサイトを集約しているほか、「研究者データベース」や「アカデミア」、「一橋大学政策フォーラム」などにより、研究活動の成果等も発信している。

また、自己点検・評価の結果及び「財務諸表」等についても、本学ウェブサイトに掲載、公表している。これらのことから、教育研究活動等についての情報を公表していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教育研究活動等についての情報を、ウェブサイト、動画配信や新聞など、様々な媒体を通じて発信している。

【改善を要する点】

該当なし